

平成 25 年度兵庫県商業関係主要施策

兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課

平成 2 5 年 4 月

兵庫県では、市町・商工会議所・商工会等関係団体との連携のもと、
地域で頑張る商店街・小売市場の皆さまの様々な活動とまちづくりを応援していきます。

施策体系

1 商店街の魅力づくり、賑わい創出

- (1) アーケード建設、防犯カメラ設置
等のハード整備事業への支援



・商店街整備事業・・・p 3
・中小企業高度化事業・・・p 4
・金融支援・・・p 12

- (2) 地域資源などを活用して実施する
ソフト事業への支援



・商店街活性化事業（元気づくり事業）・・・p 5
・被災商店街にぎわい支援事業・・・p 5
・中小小売商業経営支援事業・・・p 6

2 空き店舗活用による商店街の 機能向上

- (1) 商店街の空き店舗活用による新規
出店・開業促進等への支援



・中小小売商業経営支援事業・・・p 6
・商店街新規出店・開業等支援事業・・・p 7
・地域直売所整備促進事業・・・p 8
・勤労者協同健康施設等整備事業・・・p 9

- (2) 空き店舗活用によるコミュニティ
貢献活動への支援



・中小小売商業経営支援事業・・・p 6
・商店街新規出店・開業等支援事業・・・p 7
・空き店舗を（障害福祉サービス）施設
の出張所等として活用する事業・・・p 8
・子育てほっとステーション事業・・・p 9

3 地域コミュニティの核となる商店街 づくり

商店街のコミュニティ機能の強化を
図るための地域特性や住民ニーズに応
じた新たな取り組みへの支援



・地域コミュニティ拠点再生事業・・・p 10
・商店街買い物弱者等サポート事業・・・p 11

4 新たなまちへの転換

老朽化したアーケード等の撤去によ
る住宅転換への支援



・商店街整備事業
（商店街共同施設撤去支援事業）・・・p 3

※阪神・淡路大震災により多大な影響を受けている被災市の商店街・小売市場等に関しては、公益財団法人
阪神・淡路大震災復興基金が一部事業を実施します。

被災市：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、
三木市、洲本市、淡路市、南あわじ市の12市です。

～ご利用者向け施策早見表～

こんな時には、こんな支援策があります！

- 店舗経営、組合運営、税務、店舗設計等について相談したい。



○中小小売商業経営支援事業（p 6）

- 空き店舗の情報や商圈データが知りたい。
- 空き店舗を借りて新規開業したい。
- 空き店舗を活用して子育てや高齢者・障害者等の支援施設を設置・運営したい。
- 空き店舗を活用して農業者グループと産地直売の事業を行いたい。



○商店街新規出店・開業等支援事業（p 7）
○空き店舗を（障害福祉サービス）施設の出張所等として活用する事業（p 8）
○子育てほっとステーション事業（p 9）
○勤労者協同健康施設等整備事業（p 9）
○地域直売所整備促進事業（p 8）

- 設備購入や店舗増改築のための融資を受けたい。



○融資制度（p 12）
例：設備投資促進貸付、商店活性化貸付

- 地域と一体のイベントを開催したい。
- 阪神・淡路大震災の被災地域の復興イベントを開催したい。



○商店街活性化事業（元気づくり事業）（p 5）
○被災商店街にぎわい支援事業（p 5）
※被災 12 市のみ対象

- ハード整備の補助（融資）を受けたい。
（例）アーケード・カー舗装、防犯カメラ、駐車場、イベント広場 等



○商店街整備事業（p 3）
◇商店街・小売市場共同施設建設費助成事業
対象事業：共同施設（設備）の整備
◇商業施設魅力アップ支援事業
対象事業：街並み形成等につながる店舗改装
◇商店街共同施設撤去支援事業
対象事業：共同施設の撤去
○中小企業高度化事業（p 4）
○融資制度（p 12）

- 商店街の街並み、景観に合わせて個店のショーウィンドウ、シャッター、外観などの整備を行いたい。



- 老朽化したアーケードを撤去し、住宅転換したい。



- 商店街活性化プランをつくりたい。



- 買い物弱者支援、地域資源の活用などに取り組み、商店街の活性化を図りたい。



- 空き店舗等の低・未利用不動産を活用して、新規テナントの誘致や駐車場の整備を行いたい。



○地域コミュニティ拠点再生事業（p 10）
◇活性化プラン策定事業
対象事業：活性化プランの策定
◇商店街コミュニティ機能強化応援事業
対象事業：地域課題に対応した活性化事業
◇商店街・まち再生整備事業
対象事業：新規テナント誘致のための再生整備、駐車場の整備等
○商店街買い物弱者等サポート事業
【緊急雇用就業機会創出事業】（p 11）

1 商店街の魅力づくり、賑わい創出

(1) アーケード建設、防犯カメラ設置等のハード整備事業への支援

○ 商店街整備事業

商店街・小売市場の安全性、視認性、回遊性、演出性を向上するため、各種の共同施設を建設・改修・撤去する取り組みを支援します。

(1) 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業

商店街等が設置するアーケード、カラー舗装、防犯カメラ等の共同施設に対して、その設置経費の一部を補助します。ただし、事業費1,000千円以上の事業とし、他の国・県の補助金（中小企業高度化資金を含む）を受ける事業を除きます。

①補助対象者 商店街・小売市場の団体（任意団体を含む）

②補助対象経費

共同施設の建設、改修、取得または撤去に要する経費（土地の取得、造成費を除く）。
ただし、消費税、地方消費税を除きます。

③補助率、補助限度額 1／3以内、補助限度額8,000千円

(2) 商業施設魅力アップ支援事業

夜も魅力な商店街や伝統的・歴史的街並み等のコンセプトに基づいて実施する商店街のまちなみ形成や夜間の回遊性向上につながる店舗改装費の一部を補助します。

①補助対象者 商業施設の所有者又はテナント事業者

②補助対象経費

商店街店舗の改装に要する経費（シースルーシャッター、防火ガラス装置、ショーウィンドウのほか、伝統的・歴史的街並みに係る外観改装費）。

ただし、消費税、地方消費税を除きます。

③補助率、補助限度額 1／4以内、補助限度額2,500千円

(3) 商店街共同施設撤去支援事業

商業集積機能を失った商店街における空き店舗等の住宅への転換を促進するため、老朽化したアーケード等の共同施設の撤去経費の一部を補助します（共同施設更新を目的とする撤去は対象外）。

①補助対象者 商店街・小売市場の団体（任意団体を含む）

②補助対象経費

共同施設の撤去及び代替施設の取得（必要最低限のものに限る）に要する経費。
ただし、消費税、地方消費税を除きます。

③補助率、補助限度額 1／3以内（別途市町1／3以内）、補助限度額5,000千円

※阪神・淡路大震災の被災12市については、

補助率 復興基金2／3以内、補助限度額 10,000千円

(1)～(3)の問い合わせ先 県経営商業課商業活性化係（078-341-7711（代）内線3563）
（申請窓口は各市町商工担当課）

○ 中小企業高度化事業

商店街組合等がアーケード等の共同施設の設置など、高度化事業を行う場合に、「診断・助言」と「長期・低利融資」の一体的な支援を行います。

事業を円滑に進めるためには、参加する中小小売商業者等の足並みをそろえ、しっかりとした計画を作ることが大切です。

計画に基づき、診断を実施しますので、計画を作成してから事業完了までには最低2年程度の期間が必要です。

(1) 対象団体

商店街振興組合、事業協同組合等

(2) 高度化事業の種類

中小小売商業者が利用できる主な高度化事業は次のとおりです。(☆印は、中小小売商業振興法の認定を受けた場合の貸付条件で、より有利となっています。) 貸付条件は平成25年2月28日現在ですが、今後、変更があり得ますので詳細は経営商業課へお問い合わせ下さい。

・ 共同施設事業

ア 内容

組合が商店街の共同施設として、アーケード・カラー舗装・駐車場などの施設を整備する事業。古い街並みが、高感度で新鮮な街に生まれ変わるなど、商店街の魅力向上が図れます。

イ 貸付の相手方

商店街の組合（原則的に、組合員の数が10人以上で、その2/3以上が中小小売商業者）

ウ 貸付条件

貸付利率：1.05%、償還期限：20年以内（3年以内据置）、貸付割合：80%以内

☆貸付利率：無利子、償還期限：20年以内（3年以内据置）、貸付割合：80%以内

(3) 問い合わせ先 県経営商業課商業活性化係（078-341-7711（代）内線 3565）

(2) 地域資源などを活用して実施するソフト事業への支援

○ 商店街活性化事業（元気づくり事業） ～今年度の募集受付は終了しました～

商店街等が取り組む地域と一体となったイベント事業の経費の一部を補助します。

(1) 補助内容

- ①対象事業 商店街等が地域と一体となって実施するイベント事業
- ②補助対象者 商店街、小売市場等（任意団体を含む。）
- ③補助率 1／4以内（ひょうごポイント活用の場合1／2以内）
（別途市町1／4補助※）
- ④補助限度額 400千円（ひょうごポイントの場合800千円）

※ 商店街等に対して、市町が随伴相当額以上の経費負担をしている場合は随伴不要。

※ （公財）阪神・淡路大震災復興基金「被災商店街にぎわい支援事業」（下記）との併用はできません。

- (2) 問い合わせ先 県経営商業課商業活性化係（078-341-7711〈代〉内線 3563）
（申請窓口は各県民局商工労政担当課）

○ 被災商店街にぎわい支援事業 ～今年度の募集受付は終了しました～

商店街・小売市場が復興をアピールし、来街者の増加を図るために開催する復興イベント事業の経費の一部を補助します。

(1) 補助内容

- ①対象事業 にぎわいを創出するためのイベントで、補助対象経費2,000千円以上のもの。（年複数回、複数ヶ月にわたって実施するものも含む。）
- ②補助対象者 阪神・淡路大震災の被災12市にある商店街・小売市場等（任意団体を含む。）
- ③補助率 定額
- ④補助限度額 1,000千円

※ 「商店街活性化事業（元気づくり事業）」（上記）との併用はできません。

- (2) 問い合わせ先 県経営商業課商業活性化係（078-341-7711〈代〉内線 3574）
（申請窓口は各市町の商工会議所、商工会）

○ 中小小売商業経営支援事業

県下の小売商業者の経営に役立つ各種情報を無料で提供しています。また、小売商業者の抱える諸問題にお答えするため、無料相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

(1) 情報提供サービス

①情報誌「商ひょうご」の発行	繁盛店や商店街情報、経営アドバイスなど商業経営に参考となる情報誌を定期的に提供しています。
②DVD・ビデオの貸し出し	商業経営に役立つDVD・ビデオの貸し出しを行っています。
③経営情報の提供(商圈情報等)	商業統計、国勢調査の人口統計等による業種別商店数や月間販売額、年齢階層別人口などをデータとして、商圈情報（1kmメッシュ）を提供しています。

(2) 商業アドバイザーの派遣

新規開業、経営改善及び高度な専門性を要する商業施設の整備等に対し、経営指導・助言を行う専門家の派遣を行います。(有料、1／3自己負担)

(3) 総合相談窓口(うち火曜日が小売商業活性化相談)

- 日 時：毎週火曜日の 9:00～12:00、13:00～17:00
専門家が相談にお答えします。(電話も可)

○実施場所：(公財) ひょうご産業活性化センター 商業支援課
(神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル 8 階)

○連絡先：TEL (078) 291-8171 FAX (078) 230-8391

(4) 問い合わせ先 (公財) ひょうご産業活性化センター 商業支援課 (078-291-8171)

2 空き店舗活用による商店街の機能向上

(1) 商店街の空き店舗活用による新規出店・開業促進等への支援

○ 商店街新規出店・開業等支援事業

商店街の空き店舗を活用した、こだわりの商品・サービスを提供する魅力ある個店の新規出店等や、子育てや高齢者支援施設等の設置に際し、その立ち上げに要する店舗等賃借料等を支援します。

(1) ひょうご空き店舗情報の提供

ホームページ上(<http://akitenpo-hyogo.jp/>)で商店街等にある空き店舗情報を掲載し、開業希望者等とのマッチングを図っています。

(2) アドバイザーの派遣

派遣費用は1/3自己負担、1カ所への派遣は3回程度まで。ただし、開業者にあっては2回までとします。

(3) 商店街新規出店・開業等支援事業補助金

区分	魅力ある店舗の立地促進	円滑な事業の継承	商店街の機能強化
	新規出店支援事業	商店継承支援事業	地域交流促進等施設設置・運営支援事業
補助対象者	商店街・小売市場、商工会・商工会議所、まちづくり会社、開業希望者等	事業譲渡（商店継承）を希望する者	商店街・小売市場、商工会、商工会議所、まちづくり会社、商業者グループ等
対象事業	やる気ある商業者の新規出店	廃業予定者からの店舗の継承	空き店舗等を活用した子育て・高齢者支援など地域間交流や生活支援を図る施設の設置・運営
補助期間	2年	2年	3年
対象経費	店舗等賃借料、内装工事費、ファサード整備費	店舗等賃借料、内装工事費、ファサード整備費	内装工事費、ファサード整備費、家賃、広報宣伝費等運営費
補助率	1/3以内	1/3以内	1/2以内
限度額	1,500千円(1年目) 500千円(2年目)	1,500千円(1年目) 500千円(2年目)	3,000千円(1年目) 1,000千円(2年目) 500千円(3年目)

※ 商業アドバイザーの派遣（2回）を受けていただく必要があります。

(4) 問い合わせ先 （公財）ひょうご産業活性化センター 商業支援課 (078-291-8171)

○ 地域直売所整備促進事業（うち直売施設等整備事業）

継続的に実施する農産物等の直売（直買）活動に必要な簡易な施設整備や備品整備に対して支援します。

(1) 補助対象者

- ・ 市町、生産者、都市地域の直売関係（商店街関係者）者等で組織される協議会
- ・ J A、3戸以上の農業者が組織する団体、N P O法人、自治会等

(2) 補助内容

簡易施設整備費、内装工事費、備品・資材の購入費、施設・機器賃借料、配送料等の施設整備に要する経費

(3) 補助率・標準事業費

- ・ 補助率 1／3以内（1／2以内（中山間地域の住民が都市的地域に設置する場合））
- ・ 標準事業費 3, 0 0 0千円

(4) 問い合わせ先 県農政環境部農政企画局総合農政課県民運動支援係（078-362-3444）

（2）空き店舗活用によるコミュニティ貢献活動への支援

○ 空き店舗を（障害福祉サービス）施設の出張所等として活用する事業

障害福祉サービス事業所が授産製品の販路拡大のために商店街等の空き店舗を活用する場合、初度設備費と店舗賃借料を補助します。

(1) 助成対象

初度設備費（初年度のみ）、店舗賃借料（2か年度）

(2) 補助率、補助上限額

- ・ 初度設備費 補助上限 1, 0 0 0千円
- ・ 店舗賃借料 補助上限 5 0 0千円（1／2 定額）

(3) 問い合わせ先 県健康福祉部障害福祉局障害者支援課就労対策担当

（078-341-7711（代）内線 3041）

○ 子育てほっとステーション事業

商店街等の空き店舗を活用して、「子育てほっとステーション」として、親子がくつろげる場所や授乳・おむつ交換スペース、キッズスペース等を設置し、子育て支援に関する事業を実施するための経費の一部を補助します。

(1) 補助内容

区分	施設整備費	子育て支援事業費
事業対象者	商店街、小売市場、地域団体等（任意団体を含む）	
補助対象施設	商店街、小売市場、商業施設等の空き店舗、空きスペース	
補助期間	1 年	2 年
対象経費	・ 内装、設備、施工工事費 ・ 備品購入費（授乳用ソファ、おむつ交換台 等）	・ イベント開催費（講師謝金、消耗品費、印刷費 等） ・ 広報にかかる経費 等
補助率	定額	1/2
限度額	1,000 千円	250 千円（1 年目） 250 千円（2 年目）

(2) 問い合わせ先

県健康福祉部こども局少子対策課子育て支援係（078-341-7711（代）内線 2874）

○ 勤労者協同健康施設等整備事業

中小企業等の従業員やその家族、さらには地域住民が運動を通じた健康づくりを実践できるよう、事業協同組合等、中小企業団体が空きスペース等を利用して行う、運動施設の整備に対して支援します。

(1) 助成対象

中小事業者等で構成された福利厚生を行う法人（事業協同組合、商店街振興組合、商工会議所・商工会）

(2) 対象経費

- ・ 設備・備品購入費（エアロバイク等運動機器、体組成計等体力測定機器等）
- ・ 施設改修・整備費（床のフローリング、補強工事等）
- ・ 指導者雇上費（健康運動指導士等雇上費）＊初年度分のみ

(3) 補助率・補助上限額

【補助率】定額

【補助上限額】運動スペース面積が、

20 m ² ～50 m ² で、かつ、運動機器を 3 台以上設置する場合	2, 5 0 0 千円
50 m ² 超で、かつ、運動機器を 3 ～ 5 台設置する場合	2, 5 0 0 千円
50 m ² 超で、かつ、運動機器を 6 台以上設置する場合	5, 0 0 0 千円

(4) 問い合わせ先 県健康福祉部健康局健康増進課健康政策係

(078-341-7711（代）内線 2767)

3 地域コミュニティの核となる商店街づくり

○ 地域コミュニティ拠点再生事業

商店街のコミュニティ機能の強化を図るため、地域特性やニーズに応じた新たな事業に取り組む商店街を支援します。

(1) 活性化プラン策定事業

①補助対象者 商店街・小売市場の団体（任意団体を含む）、商工会議所・商工会等

②補助対象事業

商店街の今後の方向性や住民ニーズに対応した事業の実施計画づくりなどの活性化プランづくり

③補助率、補助限度額 定額、補助限度額 1, 0 0 0 千円

④問い合わせ先 県経営商業課商業活性化係（078-341-7711（代）内線 3563）
（申請窓口は各県民局商工労政担当課）

(2) 商店街コミュニティ機能強化応援事業

①補助対象者 商店街・小売市場の団体（任意団体を含む）、商工会議所・商工会、まちづくり会社等

②補助対象事業 買い物弱者支援、地域資源活用など地域課題に対応した活性化事業

③補助率 1 / 2 以内（ひょうごポイント活用の場合 3 / 4 以内）

④補助限度額 5, 0 0 0 千円（ひょうごポイント活用の場合 7, 5 0 0 千円）

⑤問い合わせ先 県経営商業課商業活性化係（078-341-7711（代）内線 3563）
（申請窓口は各県民局商工労政担当課）

(3) 商店街・まち再生整備事業

①補助対象者 まちづくり会社、商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所・商工会等

②補助対象事業

商店街や再開発ビルの空き店舗等を活用して新規テナントを誘致する事業

③補助対象経費

店舗の改装・改修・改築費、駐車場・広場等整備費。

ただし、消費税、地方消費税を除きます。

④補助率 1 / 3 以内（別途市町 1 / 3 以内）

⑤補助限度額 1 0, 0 0 0 千円（店舗等整備事業）、1, 0 0 0 千円（駐車場等整備事業）

※阪神・淡路大震災の被災 1 2 市については、

補助率 復興基金 2 / 3 以内、

補助限度額 2 0, 0 0 0 千円（店舗等整備）、2, 0 0 0 千円（駐車場等整備）

⑥問い合わせ先 県経営商業課商業活性化係（078-341-7711（代）内線 3563）
（申請窓口は各市町商工担当課）

○ 商店街買い物弱者等サポート事業【緊急雇用就業機会創出事業】

大手流通やコンビニが宅配サービス等により乗り出しており、これに対抗していくため、商店街等における買い物弱者等を対象としたきめ細かな取り組みを支援します。

(1) システム構築支援事業 ※ 県と委託契約を締結のうえ実施していただきます

- ①事業主体 商工会議所・商工会
- ②事業内容 商圏内の住民ニーズ等調査、買い物弱者支援手法の検討等
- ③対象経費 事業計画策定や運営体制構築に係る人件費、事業費
- ④委託限度額

4, 5 6 2 千円 ※ 新規雇用者の人件費割合が委託料全体の1／2以上になること。

(2) 配送・買い物システム実証事業 ※ 県と委託契約を締結のうえ実施していただきます

- ①事業主体 商店街・小売市場等
- ②事業内容 買い物の注文・ニーズの聞き取り、注文した商品の配送等
- ③対象経費

買い物の注文・ニーズの聞き取り、注文した商品の配送等に係る人件費、事業費

④委託限度額

9, 1 1 8 千円 ※ 新規雇用者の人件費割合が委託料全体の1／2以上になること。

- (3) 問い合わせ先 県経営商業課商業活性化係（078-341-7711（代）内線 3563）
（申請窓口は各市町商工担当課）

4 新たなまちへの転換

○ 商店街整備事業（商店街共同施設撤去支援事業）

空き地・空き店舗の増加等により、商業集積機能を失った商店街においては、土地の有効活用等の観点から、商店街の規模の最適化や空き店舗の住宅転換等を進め、まちの再生・新たなまちへの転換を支援します。

商店街整備事業（商店街共同施設撤去支援事業） （再掲） 3 ページ参照

金融支援

(1) 商業者の方向けの兵庫県の融資制度

① 商店街活性化貸付

商店街施設等の整備を行う商店街振興組合等(まちづくり会社を含む)を支援

- ・ 融資限度額：3億円
- ・ 融資利率：1.2%
- ・ 融資期間：10年（据置2年）以内

② 設備投資促進貸付

設備投資を行おうとする中小企業者を幅広く支援

- ・ 融資限度額：3億円
- ・ 融資利率：1.6%
- ・ 融資期間：10年（据置2年）以内

③ 商店活性化貸付

店舗の増改築等を行う者、空き店舗について店舗・建物を改修・改築し賃貸用住宅や駐車場事業等を営もうとする者を支援

- ・ 融資限度額：7,000万円
- ・ 融資利率：1.6%
- ・ 融資期間：7年（据置1年）以内

(2) その他、兵庫県の融資制度（資金繰りの支援など）

① 経営円滑化貸付

- ・ 融資限度額：1億円
- ・ 融資利率：1.15%
- ・ 融資期間：10年（据置2年）以内

② 借換等貸付

- ・ 融資限度額：1億円
- ・ 融資利率：1.85%
- ・ 融資期間：10年（据置1年）以内

(3) 県の相談窓口

県産業労働部産業振興局経営商業課地域金融室金融係 078-341-7711（代）内線 3555
各県民局商工労政課（13ページ参照）

(4) そのほかの融資相談

- ・ 日本政策金融公庫
（国民生活事業）神戸支店（078-341-4981）
（中小企業事業）神戸支店（078-362-5961）
- ・ 商工組合中央金庫神戸支店（078-391-7541）